

後付消音器の性能等確認業務規程・変更比較表（2013年11月28日）

株式会社JQR（略称：JQR）

（下線部分は変更部分）

2013年11月28日変更	2012年3月24日変更
<p>制定 平成21年6月29日 JASMA性能等確認業務規程第1号</p> <p>変更 平成21年8月8日 JASMA性能等確認業務規程第2号</p> <p>変更 平成21年12月28日 JASMA性能等確認業務規程第3号</p> <p>変更 平成22年3月25日 JASMA性能等確認業務規程第4号</p> <p>変更 平成23年2月15日 JQR性能等確認業務規程第5号</p> <p>変更 平成23年4月1日 JQR性能等確認業務規程第6号</p> <p>変更 平成24年3月24日 JQR性能等確認業務規程第7号</p> <p><u>変更 平成25年11月28日</u> <u>JQR性能等確認業務規程第8号</u></p> <p>株式会社JQR性能等確認業務規程</p>	<p>制定 平成21年6月29日 JASMA性能等確認業務規程第1号</p> <p>変更 平成21年8月8日 JASMA性能等確認業務規程第2号</p> <p>変更 平成21年12月28日 JASMA性能等確認業務規程第3号</p> <p>変更 平成22年3月25日 JASMA性能等確認業務規程第4号</p> <p>変更 平成23年2月15日 JQR性能等確認業務規程第5号</p> <p>変更 平成23年4月1日 JQR性能等確認業務規程第6号</p> <p>変更 平成24年3月24日 JQR性能等確認業務規程第7号</p> <p>株式会社JQR性能等確認業務規程</p>
<p>1.～2. (略)</p> <p>3. 用語の定義 この業務規程における用語は、車両法及び同法に基づく命令において使用する用語の例によるほか、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。 (1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 「車両識別番号(VIN)」 ISO規格(ISO3779)等に基づき個々の車両を識別する目的で、ローマ字又は数字を組み合わせて表示する17桁の番号をいう。</u></p> <p><u>(10) 「公的試験機関」 国若しくは地方公共団体の附属機関(国立大学法人及び公立大学を含む。)若しくは公益法人又はこれに準ずるものであって、自動車騒音についての試験を行うのに必要な組織及び能力を有していると認められた機関をいう。</u></p> <p>4.～6. (略)</p>	<p>1.～2. (略)</p> <p>3. 用語の定義 この業務規程における用語は、車両法及び同法に基づく命令において使用する用語の例によるほか、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。 (6)～(8) (略)</p> <p><u>(10) 「車両識別番号(VIN)」 ISO規格(ISO3779)等に基づき個々の車両を識別する目的で、ローマ字又は数字を組み合わせて表示する17桁の番号をいう。</u></p> <p><u>(11) 「公的試験機関」 公的に試験成績表等を交付した実績を有する機関をいう。</u></p> <p>4.～6. (略)</p>

7. 性能等確認の原則

JQR の行う性能等確認は、以下により実施することを原則とする。

(1) 品質管理体制の事前確認

申請に係る後付消音器の品質管理体制が適切であることについて、業務組織、ISO9001 等の取得の有無及び実施要領（検査の項目、検査の方法及び検査の方式、検査用機械器具の名称及び能力並びに品質管理関係主要規定名を含む。）等、申請予定者より提出された書面、ヒアリング及び工場視察等により、品質管理体制に適合又は該当することを申請の受理前に事前に確認し通知する。

(2) 後付消音器の性能の確認

確認申請者より提出された書面、試験結果、計算結果、目視その他により、確認対象の後付消音器が、本業務規程 及び 所定の技術的基準に適合又は該当することを審査し確認する。

8. 性能等確認の申請手順

8.1. 品質管理体制の事前確認

性能等確認の申請に際して、確認申請者は JQR に対し、事前に第 1 号様式の後付消音器性能等確認申請者要件審査申込書と別表第 1 の添付書面欄 3. 4. 及び 8. に掲げる審査に必要とする書面（以下「申込書」という。）を提出しなければならない。ただし、(3) 項に規定する後付消音器確認申請者証の有効期限内である確認申請者を除く。

(1) (略)

(2) JQR は、前項の申込受理後、確認申請者に対し、申込確認通知書を作成して申込の受理又は不受理及び品質管理体制の確認方法を文書または E-mail にて通知し、確認申請者が、別添 5 に定める品質管理体制を有することを審査する。

(3) (略)

8.2 ~ 8.3 (略)

9. (略)

10. 騒音防止性能等の確認

性能等確認の申請に対し、JQR は、次により申請に係る後付消音器の騒音防止性能等を確認する。

(1) ~ (2) (略)

(表) (略)

(3) 構造上、触媒等を含む後付消音器（触媒単体が分離できるものを除く）は、検査法人等が定める公的試験機関の排出ガス試験成績表に基づき、保安基準第 31 条〔ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置〕の第 1 ~ 3 項・7 項・8 項の基準、及び第 31 条の 2〔窒素酸化物排出自動車等の特例〕の基準に適合していることを確認する。

(4) (略)

(5) JQR は、次のいずれかの場合には、性能等の確認を実施しない。

① 所定の日時までに性能等確認の手数料が振り込まれなかったとき

② 所定の日時までに申請に係る後付消音器を備える試験自動車を搬入・提示しなかったとき。この場合において、合理的な説明がなされないときは不合格の扱いとする。

③ 提示された試験自動車及び後付消音器に起因する不具合等により、JQR の担当者が確認業務の継続を不可能と判断したとき。この場合において、合理的な説明がなされないときは不合格の扱いとする。

④ 第二種後付消音器にあって、通知した日時までに申請に係る後付消音器及び純正消音器が提示されなかったとき。この場合は、不合格の扱いとする。

⑤ 試験場内において、借用先の指示事項及び JQR の担当者の指示に従わないとき。この場合は、不合格の扱いとする。

7. 性能等確認の原則

JQR の行う性能等確認は、以下により実施することを原則とする。

(1) 品質管理体制の事前確認

申請に係る後付消音器の品質管理体制が適切であることについて、管理規程（検査の項目、検査の方法及び検査の方式、検査用機械器具の能力等を含む。）、業務組織、ISO9001 等の取得について、申請予定者に対するヒアリング等により、申請の受理前に事前に検査し確認する。

(2) 後付消音器の性能の確認

確認申請者より提出された書面、試験結果、計算結果、目視その他により、確認対象の後付消音器が、本業務規程 並びに 所定の技術的基準に適合又は該当することを審査し確認する。

8. 性能等確認の申請手順

8.1. 品質管理体制の事前確認

性能等確認の申請に際して、確認申請者は JQR に対し、事前に第 1 号様式の後付消音器性能等確認申請者要件審査申込書（以下「申込書」という。）を提出しなければならない。ただし、(3) 項に規定する後付消音器確認申請者証の有効期限内である確認申請者を除く。

(1) (略)

(2) JQR は、前項の申込受理後、確認申請者に対し、申込確認通知書を作成して申込の受理又は不受理及び品質管理体制の確認審査方法を通知し、確認申請者が、別添 5 に定める品質管理体制を有することを審査する。

(3) (略)

8.2 ~ 8.3 (略)

9. (略)

10. 騒音防止性能等の確認

性能等確認の申請に対し、JQR は、次により申請に係る後付消音器の騒音防止性能等を確認する。

(1) ~ (2) (略)

(表) (略)

(3) 構造上、触媒等を含む後付消音器は、別途定める公的試験機関の排出ガス試験成績表に基づき、保安基準第 31 条〔ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置〕の第 1 ~ 3 項・7 項・8 項の基準、及び第 31 条の 2〔窒素酸化物排出自動車等の特例〕の基準に適合していることを確認する。

(4) (略)

11. ～14. (略)

15. 性能等確認結果の通知等

(1) JQR は、申請に係る後付消音器が 10. から 14. の基準に適合していることを確認したときは、次の各号に掲げる場合を除き、当該確認申請者に対して、その旨及び当該後付消音器と同一の型式の後付消音器に表示することができる性能等確認済表示の内容を通知し、自動車騒音試験成績表（以下「試験成績表」という。）又は確認結果（第二種後付消音器であって、10. (4) 項による確認の場合に限る。）を交付する。

① ～ ④ (略)

(2) JQR は、申請に係る後付消音器が 10. から 14. の基準に適合していないことを確認したときは、当該確認申請者に対して、その旨を通知し、試験成績表の試験結果（2 枚目）のみの写し又は確認結果を交付し、左上に「参考」の表示を付す。

(3) ～ (9) (略)

16. ～19. (略)

20. 変更等の確認及び届出

(1) ～ (3) (略)

(4) JQR は、変更確認に関し必要があると認められるときは、(1) 項の変更確認申請をした者に対し、当該申請に係る後付消音器を備えた自動車の提示並びに 10. に規定する騒音防止性能等の確認に係る試験を求めることができる。

(5) ～ (8) (略)

21. 申請の受付及び確認日程並びに手数料等

(1) (略)

(2) 申込手続きは、次のとおりとする。

① 確認申請者は、第 2 号様式の後付消音器の性能等確認申請書を提出し、事前に希望した騒音防止性能等の確認試験（以下「騒音確認試験」という。）が可能か否か、JQR の調整を受けるものとする。JQR は、1 日あたりの予定試験数が 6 試験に満たない場合には、確認申請者と協議のうえ、試験日及び試験場所を振り替えることがある。

② JQR は、性能等確認の申込があったときは、速やかに受付に関する事項及び手数料の収納方法に関する事項を、確認申請者に文書または E-mail にて通知する。

③ ①号による調整後、確認申請者は、確認申請書等を提出すると共に、別添 6 に定める額の手数料（消費税相当額を加算した額とする。）を期日までに納付することとする。この場合において、振り込み手数料は確認申請者が負担しなければならない。

④ JQR は、確認申請書等の記載に不備がないこと並びに手数料の収納日を確認のうえ、確認申請書等の提出に関する事項、手数料の収納に関する事項、性能等確認業務の実施予定日（別添 1 第 1 号 (1) 項による場合には、試験自動車の搬入日時、試験自動車の準備予定日、試験予定日、試験予備日及び試験自動車の搬出日時）及び実施場所等を、インターネット等により確認申請者に通知し、申請を受け付けることとする。なお、提出のあった確認申請書等により十分確認を行うことができない場合は、別途必要となる資料を求めることができるとし、当該資料の提出があった時点で申請を受け付けるものとする。

⑤ JQR は、性能等確認申請受付後、③号の通知内容を変更する必要がある場合には、速やかに性能等確認の業務内容及び性能等確認試験実施予定日並びに確認試験場所を決定し、改めて、確認申請者に通知することとする。

⑥ 確認申請者は、JQR から最終の指示を受けた後、試験自動車の持込みをするものとする。なお、持込みに関する費用・安全責任は確認申請者にあるものとする。

⑦ 性能等確認試験後に未使用又は検査未実施の後付消音器が生じた場合には、確認申請者に返却することとし、この場合も、確認申請者が引き取りを行うものとする。なお、引き取りに関する費用・安全責任は確認申請者にあるものとする。

11. ～14. (略)

15. 性能等確認結果の通知等

(1) JQR は、申請に係る後付消音器が 10. から 13. の基準に適合していることを確認したときは、次の各号に掲げる場合を除き、当該確認申請者に対して、その旨及び当該後付消音器と同一の型式の後付消音器に表示することができる性能等確認済表示の内容を通知し、自動車騒音試験成績表（以下「試験成績表」という。）又は確認結果（第二種後付消音器であって、10. (4) 項による確認の場合に限る。）を交付する。

① ～ ④ (略)

(2) JQR は、申請に係る後付消音器が 10. から 13. の基準に適合していないことを確認したときは、当該確認申請者に対して、その旨を通知し、試験成績表の試験結果（2 枚目）のみの写し又は確認結果を交付し、左上に「参考」の表示を付す。

(3) ～ (9) (略)

16. ～19. (略)

20. 変更等の確認及び届出

(1) ～ (3) (略)

(4) JQR は、変更確認に関し必要があると認められるときは、(1) 項の変更確認申請をした者に対し、当該申請に係る後付消音器を備えた自動車の提示並びに 10. に規定する騒音防止性能等の確認に係る試験を求めることができる。

(5) ～ (8) (略)

21. 申請の受付及び確認日程並びに手数料等

(1) (略)

(2) 申込手続きは、次のとおりとする。

① 確認申請者は、インターネット等により事前に希望した騒音防止性能等の確認試験（以下「騒音確認試験」という。）が可能か否か、JQR の調整を受けるものとする。JQR は、1 日あたりの予定試験数が 6 試験に満たない場合には、確認申請者と協議のうえ、試験日及び試験場所を振り替えることがある。

② 前号による調整後、確認申請者は、確認申請書等を提出すると共に、別添 6 に定める額の手数料（消費税相当額を加算した額とする。）を期日までに納付することとする。この場合において、振り込み手数料は確認申請者が負担しなければならない。

③ JQR は、確認申請書等の記載に不備がないこと並びに手数料が納付されたことを確認のうえ、確認申請書等の提出に関する事項、手数料の収納に関する事項、性能等確認業務の実施予定日（別添 1 第 1 号 (1) 項による場合には、試験自動車の搬入日時、試験自動車の準備予定日、試験予定日、試験予備日及び試験自動車の搬出日時）及び実施場所等を確認申請者に通知し、申請を受け付けることとする。なお、提出のあった確認申請書等により十分確認を行うことができない場合は、別途必要となる資料を求めることができるとし、当該資料の提出があった時点で申請を受け付けるものとする。

④ JQR は、性能等確認申請受付後、③号の通知内容を変更する必要がある場合には、速やかに性能等確認の業務内容及び性能等確認試験実施予定日並びに確認試験場所を決定し、改めて、確認申請者に通知することとする。

⑤ 確認申請者は、JQR から最終の指示を受けた後、試験自動車の持込みをするものとする。なお、持込みに関する費用・安全責任は確認申請者にあるものとする。

⑥ 性能等確認試験後に未使用又は検査未実施の後付消音器が生じた場合には、確認申請者に返却することとし、この場合も、確認申請者が引き取りを行うものとする。なお、引き取りに関する費用・安全責任は確認申請者にあるものとする。

(3) ~ (4) (略)

22. ~23. (略)

23. 性能等確認の中止
確認申請者は、試験自動車の整備状況その他の事由により性能等確認業務の中止を求めるときは、速やかにその旨を JQR に連絡しなければならない。
また、JQR は、次のいずれかに該当する場合（性能等確認に係る試験が発生しないときには、(1) 項、(2) 項及び (3) 項に限る。）には、性能等確認業務を中止することとし、確認申請者に対してその旨を通知する。この通知以降に確認申請者が再び性能等確認を求める場合には、新たな性能等確認業務として取り扱うこととする。

(1) ~ (2) (略)

(3) 排出ガス試験結果成績表が必要な後付消音器にあって、公的試験機関が発行した同成績書が提示されないとき

(4) 通知した日時までに申請に係る後付消音器を備える試験自動車⁽¹⁰⁾が提示されなかったとき（10. の規定に基づき騒音防止性能等を確認する場合（別添 1 第 1 号 (3) 項による場合を除く。）に限る。）

(5) 提示された試験自動車⁽¹⁰⁾及び後付消音器の諸元が、提出された書面に記載されている事項と相違しているとき

(6) 提示された試験自動車及び後付消音器に起因する不具合等により、性能等確認の担当者が確認業務の継続を不可能と判断したとき

24. 性能等確認の延期
天候、天災その他やむを得ない事由により性能等確認業務の実施が困難となったときは、当該確認業務を延期する場合がある。この場合において、JQR は、確認申請者に対してその旨を連絡し、性能等確認の実施予定日並びに実施場所等について協議することとする。
また、この場合において、延期された確認業務の手数料は延期する確認業務の手数料に振替し、試験自動車及び後付消音器の提示に係る費用は確認申請者が負担することとする。

25. 性能等確認の手数料の取扱い

25.1. 性能等確認の手数料（成績表・通知書等発行手数料を含む。以下同じ。）の収納は、次により取り扱うこととする。
(1) 手数料の収受に係る業務は、JQR の性能等確認事務所が行う。
(2) ~ (6) (略)

25.2. (略)

26. ~31. (略)

(3) ~ (4) (略)

22. ~23. (略)

23. 性能等確認の中止
確認申請者は、試験自動車の整備状況その他の事由により性能等確認業務の中止を求めるときは、速やかにその旨を JQR に連絡しなければならない。
また、JQR は、次のいずれかに該当する場合（性能等確認に係る試験が発生しないときには、(1) 項、(2) 項及び (3) 項に限る。）には、性能等確認業務を中止することとし、確認申請者に対してその旨を通知する。この通知以降に確認申請者が再び性能等確認を求める場合には、新たな性能等確認業務として取り扱うこととする。

(1) ~ (2) (略)

(3) 通知した日時までに申請に係る後付消音器を備える試験自動車⁽¹⁰⁾が提示されなかったとき（10. の規定に基づき騒音防止性能等を確認する場合（別添 1 第 1 号 (3) 項による場合を除く。）に限る。）

(4) 提示された試験自動車⁽¹⁰⁾又は後付消音器の諸元が、提出された書面に記載されている事項と相違しているとき

(5) 提示された試験自動車及び後付消音器に起因する不具合等により、性能等確認の担当者が確認業務の継続を不可能と判断したとき

24. 性能等確認の延期
天候、天災その他やむを得ない事由により性能等確認業務の実施が困難となったときは、当該確認業務を延期する場合がある。この場合において、JQR は、確認申請者に対してその旨を連絡し、性能等確認の実施予定日並びに実施場所等について協議することとする。
また、この場合において、延期された確認業務の手数料は JQR が負担し、試験自動車及び後付消音器の提示に係る費用は確認申請者が負担することとする。

25. 性能等確認の手数料の取扱い

25.1. 性能等確認の手数料（成績表・通知書等発行手数料を含む。以下同じ。）の収納は、次により取り扱うこととする。
(1) 手数料の収受に係る業務は、審査認定事業部が行う。
(2) ~ (6) (略)

25.2. (略)

26. ~31. (略)

附則 (平成 21 年 6 月 29 日 J A S M A 性能等確認業務規程第 1 号)

この規程は、制定の日から施行する。

附則 (平成 21 年 8 月 8 日 J A S M A 性能等確認業務規程第 2 号)

この規程は、変更の日 (平成 21 年 8 月 8 日) から施行する。

附則 (平成 21 年 12 月 28 日 J A S M A 性能等確認業務規程第 3 号)

この規程は、平成 22 年 1 月 9 日から施行する。ただし、21. (1) ④項に係る部分は、平成 22 年 2 月 2 日から施行する。

附則 (平成 22 年 3 月 25 日 J Q R 性能等確認業務規程第 4 号)

この規程は、当社の商号変更に伴い、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (平成 23 年 2 月 15 日 J Q R 性能等確認業務規程第 5 号)

この規程は、平成 23 年 2 月 19 日から施行する。

附則 (平成 23 年 4 月 1 日 J Q R 性能等確認業務規程第 6 号)

この規程は、国土交通省告示第三百三十五号 (平成 23 年 3 月 31 日) の後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程の廃止に伴い、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (平成 24 年 3 月 24 日 J Q R 性能等確認業務規程第 7 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (平成 25 年 11 月 28 日 J Q R 性能等確認業務規程第 8 号)

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

別添 1 ~ 別添 5 (略)

附則 (平成 21 年 6 月 29 日 J A S M A 性能等確認業務規程第 1 号)

この規程は、制定の日から施行する。

附則 (平成 21 年 8 月 8 日 J A S M A 性能等確認業務規程第 2 号)

この規程は、変更の日 (平成 21 年 8 月 8 日) から施行する。

附則 (平成 21 年 12 月 28 日 J A S M A 性能等確認業務規程第 3 号)

この規程は、平成 22 年 1 月 9 日から施行する。ただし、21. (1) ④項に係る部分は、平成 22 年 2 月 2 日から施行する。

附則 (平成 22 年 3 月 25 日 J Q R 性能等確認業務規程第 4 号)

この規程は、当社の商号変更に伴い、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (平成 23 年 2 月 15 日 J Q R 性能等確認業務規程第 5 号)

この規程は、平成 23 年 2 月 19 日から施行する。

附則 (平成 23 年 4 月 1 日 J Q R 性能等確認業務規程第 6 号)

この規程は、国土交通省告示第三百三十五号 (平成 23 年 3 月 31 日) の後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程の廃止に伴い、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (平成 24 年 3 月 24 日 J Q R 性能等確認業務規程第 7 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別添 1 ~ 別添 5 (略)

別添 6 性能等確認業務の手数料

(1 / 2)

(性能等確認業務の手数料)

1. 別添 1 に掲げる業務の種類別に、表 1 に記載する額を後付消音器 1 種類 (1 本) 又は試験自動車 1 台当たりの手数料として定める。なお、JQR の担当者が確認のために性能等確認事務所から移動するときは、第 2 号に定めるその他費用 (旅費、日当、宿泊費、及び機材輸送費) を別途加算することとする。また、これら以外に必要な費用が生じる場合は、別途協議することとする。

表 1 (消費税除く。)

業務の種類	項目	手数料		支払期日 (e)	
		書面申請	Web 申請		
(1)	性能等確認業務 (a)	試験を含む場合	110,000 円	90,000 円	試験日の 2 週間前 又は請求書指示日まで
		書面審査(第 2 種)	20,000 円		
	品質管理体制の事前確認	現地審査 (b)	20,000 円 / 日		審査実施日の 5 営業日前 審査終了月末に請求
書面審査(更新含)		3,000 円			
(2)	立会による性能等確認及び変更確認 (c)	70,000 円	52,000 円	試験日の 2 週間前 又は請求書指示日まで	
(3)	性能等確認 (公的試験機関証明)	20,000 円		申請日の 2 営業日後まで	
(4)	変更確認業務	試験審査	90,000 円	申請日の 2 営業日前まで	
		書面審査	8,000 円		
(5)	性能等確認結果通知再発行	3,000 円		申請日まで	
	騒音試験成績表再発行	5,000 円		申込日まで	
	騒音試験追加試験料 (a) (d)	45,000 円 / 台		試験日の 2 週間前 又は請求書指示日まで	

- (a) 性能等確認の場所 (騒音試験コース) は、試験台数等の状況により JQR が決定します。
 (b) 品質管理体制の現地審査は JQR が必要と判断した場合のみ発生します。また、審査内容 (時間) により労務費が加算されます。
 (c) 立会 (出張) 試験の際は、テストコースならびに試験機材一式は、確認申請者側にてご用意ください。
 (d) 別途、試験路使用料が発生します。
(e) 支払期日欄に掲げる「請求書指示日まで」の対象は、JQR と事前に契約を締結した団体の加盟企業及び JQR の責に帰すべき事由により請求書を発行した場合に限ります。

注) なお、JQR の担当者が性能等確認事務所から業務のため性能等確認の場所へ移動する場合、表 1 の料金のほか、第 2 号表 2 に定める費用の追加額を別途計算し、業務終了月の月末にご請求いたします。なお、表 1 (1)・(4) の業務については、同一日の騒音試験実施台数にて各確認申請者に按分して計算し、ご請求致します。

(2 / 2)

別添 6 性能等確認業務の手数料

(1 / 2)

(性能等確認業務の手数料)

1. 別添 1 に掲げる業務の種類別に、表 1 に記載する額を後付消音器 1 種類 (1 本) 又は試験自動車 1 台当たりの手数料として定める。なお、JQR の担当者が確認のために性能等確認事務所から移動するときは、第 2 号に定めるその他費用 (旅費、日当、宿泊費、及び機材輸送費) を別途加算することとする。また、これら以外に必要な費用が生じる場合は、別途協議することとする。

表 1 (消費税除く。)

業務の種類	項目	手数料		支払期日	
		書面申請	Web 申請		
(1)	性能等確認業務 (a)	試験を含む場合	110,000 円	90,000 円	試験日の 2 週間前 又は請求書指示日まで
		書面審査(第 2 種)	20,000 円		
	品質管理体制の事前確認 (現地審査) (b)	20,000 円 / 日		現地審査実施日の 5 営業日前まで	
(2)		立会による性能等確認及び変更確認 (c)	70,000 円	52,000 円	試験日の 2 週間前 又は請求書指示日まで
(3)	性能等確認 (公的試験機関証明)	20,000 円		申請日の 2 営業日後まで	
(4)	変更確認業務	試験審査	90,000 円	申請日の 2 営業日前まで	
		書面審査	8,000 円		
(5)	性能等確認結果通知再発行	3,000 円		申請日まで	
	騒音試験成績表再発行	5,000 円		申込日まで	
	騒音試験追加試験料 (d)	45,000 円 / 台		試験日の 2 週間前 又は請求書指示日まで	

- (a) 騒音試験テストコース は、試験台数等の状況により JQR が決定します。
 (b) 品質管理体制の現地審査は JQR が必要と判断した場合のみ発生します。また、審査内容 (時間) により労務費が加算されます。
 (c) 立会 (出張) 試験の際は、テストコースならびに試験機材一式は、確認申請者側にてご用意ください。
 (d) 別途、試験路使用料が発生します。

注) なお、JQR の担当者が性能等確認事務所から業務のため性能等確認の場所へ移動する場合、表 1 の料金のほか、第 2 号表 2 に定める費用の追加額を別途計算し、業務終了後にご請求いたします。また、表 1 (1)・(4) の業務については、同一日の騒音試験実施台数にて、各確認申請者に按分して計算し、業務終了後にご請求致します。

(2 / 2)

(その他の費用)

2. その他費用の額を、表 2 に定める。

表 2 (消費税除く。)

項目	費用
交通費 (※)	実費
日当 (性能等確認業務を行う事務所から 120 k m 以上 200 k m 未満)	1 日当たり 1,500 円
日当 (性能等確認業務を行う事務所から 200 k m 以上の国内地)	1 日当たり 3,000 円
日当 (海外)	1 日目まで 3,000 円
	2 日目以降 20,000 円 / 日
労務費 (品質管理体制の事前確認) (第二種後付消音器の出張による確認)	1 時間を超える場合、1 時間毎に 2,500 円 (時間は切り上げ)
宿泊費 (国内) 注)	1 宿泊当たり 10,000 円
宿泊費 (海外)	1 宿泊当たり 20,000 円
海外における立会試験の事前ヒアリング	1 件当たり 40,000 円
機材輸送費	実費

(※) 起点を、鉄道の場合は小田急小田原線 本厚木駅、車移動の場合は東名高速 厚木 I C とし、運賃、燃料代 (@15 円 / 1 k m) 及び道路通行料とする。

注) 性能等確認試験の場所が、性能等確認業務規程 22. の(1)②藤壺技研工業株式会社 裾野試験場以外は、前泊となります。

別添 7~別添 8 (略)

別表第 1 (略)

(その他の費用)

2. その他費用の額を、表 2 に定める。

表 2 (消費税除く。)

項目	費用
交通費 (※)	実費
日当 (性能等確認業務を行う事務所から 120 k m 以上 200 k m 未満)	1 日当たり 1,500 円
日当 (性能等確認業務を行う事務所から 200 k m 以上の国内地)	1 日当たり 3,000 円
日当 (海外)	1 日目まで 3,000 円
	2 日目以降 20,000 円 / 日
労務費 (品質管理体制の事前確認) (第二種後付消音器の出張による確認)	1 時間を超える場合、1 時間毎に 2,500 円 (時間は切り上げ)
宿泊費 (国内) 注)	1 宿泊当たり 10,000 円
宿泊費 (海外)	1 宿泊当たり 20,000 円
海外における立会試験の事前ヒアリング	1 件当たり 40,000 円
機材輸送費	実費

(※) 起点を、鉄道の場合は小田急小田原線 本厚木駅、車移動の場合は東名高速 厚木 I C とし、運賃、燃料代 (@15 円 / 1 k m) と道路通行料とする。

注) 性能等確認試験の場所が、②藤壺技研工業株式会社 裾野試験場以外は、前泊となります。

別添 7~別添 8 (略)

別表第 1 (略)

JQR 使用欄 受付番号:

第1号様式（後付消音器性能等確認申込書）

年 月 日

後付消音器性能等確認申請者要件審査申込書

株式会社 JQR 殿

〒
 申込者（代表者）住所：
 (ふりがな)
 会社名：
 役職：
 (ふりがな)
 氏名：
 Tel. Fax.

私は、貴社の性能等確認業務規程に基づき、品質管理体制の事前確認について別紙を添えて申し込みます。

1	性能等確認申請 希望提出時期 <small>(申請書類：第2号様式 及び添付書類)</small>	年 月 頃 注) 申請書類の書面審査/工場審査/(是正処置)に必要な期間を 含めた日程調整をお考え下さるようお願いいたします。
2	自社の品質管理 体制の基準	<input type="checkbox"/> ISO9001 認証取得 <small>(審査登録機関名称及び登録番号)</small> _____ <input type="checkbox"/> JIS 認証取得 <small>(登録認証機関の名称及び認証番号)</small> _____ <input type="checkbox"/> その他 _____
3	製作工場の品質 管理体制の基準	<input type="checkbox"/> ISO9001 認証取得 <small>(審査登録機関名称及び登録番号)</small> _____ <input type="checkbox"/> JIS 認証取得 <small>(登録認証機関の名称及び認証番号)</small> _____ <input type="checkbox"/> その他 _____
4	製作工場	<input type="checkbox"/> 自 社 名称： <input type="checkbox"/> OEM 所在地：
5	希望試験形態	<input type="checkbox"/> a) 貴性能等確認機関の指定試験場所 <input type="checkbox"/> b) 申請者の指定試験場所での 立会 試験 試験場所： _____ <input type="checkbox"/> c) 公的試験機関の試験データの活用
6	連絡先担当者	役職名： _____ (フリガナ) 氏 名： _____ 電話番号： _____ (内線： _____) E-mail： _____
7	アクセス情報	最寄駅 (_____ 線 _____ 駅)より <input type="checkbox"/> バス・ <input type="checkbox"/> タクシー (_____) 分・徒歩 (_____) 分 ※書面審査の結果、当性能等確認機関担当者が検査・審査で訪問する場合がございます。 その際は当社規定の出張費をご請求させていただきます。
8	備考 <small>(OEM追加情報・ ご質問・ご要望等)</small>	

ご注意) 本申込書を受付けても、第2号様式(後付消音器の性能等確認申請書)の提出を行わなければ正式の申請となりません。
下記太枠欄は、記入しないでください。

JQR使用欄		受付日	年 月 日	受付番号	
受付印	検印	工場審査日	年 月 日	申請者ID	
		審査完了日	年 月 日	Web PW	
@	@	申請者証送付日	年 月 日	管理期限	年 月 日
		手数料収納日	年 月 日	備考	

(日本工業規格 A 列 4 番)

第2号様式（後付消音器の性能等確認申請書）

第1号様式（後付消音器性能等確認申込書）

年 月 日

後付消音器性能等確認申請者要件審査申込書

株式会社 JQR 殿

〒
 申込者（代表者）住所：
 (ふりがな)
 会社名：
 役職：
 (ふりがな)
 氏名：
 Tel. Fax.

私は、貴社の性能等確認業務規程に基づき、品質管理体制の事前確認について別紙を添えて申し込みます。

1	申請書提出時期 <small>(申請書類：第2号様式 及び添付書類)</small>	年 月 頃 注) 申請書類の書面審査/工場審査/(是正処置)に必要な期間を 含めた日程調整をお考え下さるようお願いいたします。
2	自社の品質管理 体制の基準	<input type="checkbox"/> ISO9001 認証取得 (審査登録機関名称及び登録番号) <input type="checkbox"/> JIS 認証取得 (登録認証機関の名称及び認証番号) <input type="checkbox"/> その他
3	製作工場の品質 管理体制の基準	<input type="checkbox"/> ISO9001 認証取得 (審査登録機関名称及び登録番号) <input type="checkbox"/> JIS 認証取得 (登録認証機関の名称及び認証番号) <input type="checkbox"/> その他
4	製作工場	<input type="checkbox"/> 自 社 名称： <input type="checkbox"/> OEM 所在地：
5	希望試験形態	<input type="checkbox"/> a) 貴性能等確認機関の指定試験場所 <input type="checkbox"/> b) 申請者の指定試験場所での 立会 試験 試験場所： _____ <input type="checkbox"/> c) 公的試験機関の試験データの活用
6	申込担当者	(フリガナ) 氏 名： _____ 電話番号： _____ (内線： _____) E-mail： _____
7	アクセス情報	最寄駅 (_____ 線 _____ 駅)より <input type="checkbox"/> バス・ <input type="checkbox"/> タクシー (_____) 分・徒歩 (_____) 分 ※書面審査の結果、当性能等確認機関担当者が検査・審査で訪問する場合がございます。 その際は当社規定の出張費をご請求させていただきます。
8	備考 <small>(OEM追加情報・ ご質問・ご要望等)</small>	

ご注意) 本申込書を受付けても、第2号様式(後付消音器の性能等確認申請書)の提出を行わなければ正式の申請となりません。

(日本工業規格 A 列 4 番)

第2号様式（後付消音器の性能等確認申請書）

後付消音器の性能等確認申請書

性能等確認機関
株式会社 JQR殿

平成 年 月 日

確認申請者の
氏名又は名称 ㊟
住 所
電話番号 FAX 番号
確認申請者 I D 連絡先担当者名
担当者役職 連絡先電話番号
連絡先電子メール

後付消音器の名称及び型式 ⁽¹⁾	
後付消音器の区分 ⁽²⁾	
取り付けることができる 自動車の範囲 (車名・型式・グレード等)	
製作工場の名称及び所在地	
完成検査を実施する工場の 名称及び所在地	
確認申請をする業務の種類 ⁽³⁾	
希望する試験日 ⁽⁴⁾	第一希望 年 月 日 第二希望 年 月 日
手数料等納付予定日 ⁽⁵⁾	年 月 日 納付額
特記事項 ⁽⁶⁾	

- (1) 後付消音器の名称が無い場合は、型式のみ記入すること。
 (2) 後付消音器の区分欄には、申請に係る後付消音器の区分（第一種後付消音器または第二種後付消音器）を記載すること。
 (3) 確認申請する業務の種類欄には、業務規程別添1第1号（1）項から（3）項より、確認申請する業務の種類を選択し、次の例に従って記入すること。例：(1) 項「試験等」、(2) 項「立会い等」、(3) 項「証明書等」
 (4) 証明書等の場合は、公的試験機関の実施予定日又は実施済みの試験日を記載すること。
 (5) 確認申請書等は試験第一希望日の2週間前までに提出すること。また、手数料は、別添6に掲げる額を支払期日までに当社に振込みしてください。振込先：三菱東京UFJ銀行 相模原支店 普通預金 0065793 株式会社JQR【カ】ジェイキューアール】
 振込手数料は確認申請者の負担とします。なお、領収証につきましては、金融機関発行のご利用明細票をもってかえさせていただきます。
 (6) 試験自動車が複数になる場合は、その詳細を記載すること。また、第二種後付消音器の確認申請の場合には、性能等確認済表示に用いる商標または商号を特記事項欄に記載すること。また、確認申請者が自動車関連団体に加入の場合は、その組織名称を記載すること。
 注1) 業務規程別添1第1号（4）項及び（5）項の業務について申請する場合は、それぞれ第3号様式、または第11号様式を用いること。
 注2) 確認申請者が本書面を用いて申請する場合は、氏名又は名称(法人の場合には、その名称及び代表者氏名)を記名又は記載・押印すること。
 注3) 下記太枠欄は、記入しないでください。

JQR使用欄		受付日	年 月 日	処理番号
受付印	検印	手数料収納日	年 月 日	通知番号
		試験実施日	年 月 日	管理番号
㊟	㊟	騒音試験実施場所		試験車台数 ㊟
		結果通知日	年 月 日	備考

(日本工業規格A列4番)

第3号様式（後付消音器の性能等の変更確認申請書）

後付消音器の性能等確認申請書

性能等確認機関
株式会社 JQR殿

平成 年 月 日

確認申請者の
氏名又は名称 ㊟
住 所
電話番号 FAX 番号
電子メール
確認申請者 I D 連絡先担当者

後付消音器の名称及び型式 ⁽¹⁾	
後付消音器の区分 ⁽²⁾	
取り付けることができる 自動車の範囲 (車名・型式・グレード等)	
製作工場の名称及び所在地	
完成検査を実施する工場の 名称及び所在地	
確認申請をする業務の種類 ⁽³⁾	
希望する試験日 ⁽⁴⁾	第一希望 年 月 日 第二希望 年 月 日
手数料等納付予定日	年 月 日 納付額
特記事項 ⁽⁵⁾	

- (1) 後付消音器の名称が無い場合は、型式のみ記入すること。
 (2) 後付消音器の区分欄には、申請に係る後付消音器の区分（第一種後付消音器または第二種後付消音器）を記載すること。
 (3) 確認申請する業務の種類欄には、業務規程別添1第1号（1）項から（3）項より、確認申請する業務の種類を選択し、次の例に従って記入すること。例：「(1) 試験等」、「(2) 立会い等」、「(3) 証明書等」
 (4) 確認申請書等は試験第一希望日の2週間前までに提出すること。また、手数料は、別添6に掲げる額を支払期日までに当社に振込みしてください。振込先：三菱東京UFJ銀行 相模原支店 普通預金 0065793 株式会社JQR【カ】ジェイキューアール】
 振込手数料は確認申請者の負担とします。なお、領収証につきましては、振込票をもってかえさせていただきます。
 (5) 試験自動車が複数になる場合は、その詳細を記載すること。また、第二種後付消音器の確認申請の場合には、性能等確認済表示に用いる商標または商号を特記事項欄に記載すること。
 注1) 業務規程別添1第1号（4）項及び（5）項の業務について申請する場合は、それぞれ第3号様式、または第11号様式を用いること。
 注2) 確認申請者が本書面を用いて申請する場合は、氏名又は名称(法人の場合には、その名称及び代表者氏名)を記名又は記載・押印すること。
 注3) 下記太枠欄は、記入しないでください。

JQR使用欄		受付日	年 月 日	処理番号
検印		手数料収納日	年 月 日	通知番号
		試験実施日	年 月 日	管理番号
㊟		騒音試験実施場所		備考
		結果通知日	年 月 日	

(日本工業規格A列4番)

第3号様式（後付消音器の性能等の変更確認申請書）

後付消音器の性能等の変更確認申請書

性能等確認機関
株式会社 JQR 殿

平成 年 月 日

確認申請者の
氏名又は名称 ㊟

住 所

電話番号 FAX 番号

確認申請者 I D 連絡先担当者名

担当者役職 連絡先電話番号

連絡先電子メール

性能等確認済表示の内容	
後付消音器の名称及び型式 ⁽¹⁾	
後付消音器の区分 ⁽²⁾	
取り付けることができる 自動車の範囲 ⁽³⁾ (車名・型式・グレード等)	
変更事項及び変更事由	
変更年月日	
手数料納付予定日 ⁽⁴⁾	年 月 日 納付額
特記事項	

- (1) 後付消音器の名称が無い場合は、型式のみ記入すること。
 (2) 後付消音器の区分欄には、申請に係る後付消音器の区分(第一種後付消音器または第二種後付消音器)を記載すること。
 (3) 自動車の範囲は、申請に係る後付消音器が対象とする全ての自動車について記載すること。
 (4) 手数料は、別添 6 に掲げる額を支払期日までに当社に振込みしてください。振込先:三菱東京 UFJ 銀行 相模原支店 普通預金 0065793 株式会社 JQR【カ】ジェイキューアール】
 振込手数料は確認申請者の負担とします。なお、領収証につきましては、金融機関発行のご利用明細票をもってかえさせていただきます。
 注 1) 確認申請者が本書面を用いて申請する場合は、氏名又は名称(法人の場合には、その名称及び代表者氏名)を記名又は記載・押印すること。
 注 2) 業務規程 19.(1) 項に掲げる変更確認に係る事項以外のものについて変更した場合には、第 4 号様式を用いること。
 注 3) 下記太枠欄は、記入しないでください。

JQR 使用欄		受付日	年 月 日	処理番号
受付印	検印	手数料収納日	年 月 日	通知番号
		試験実施日	年 月 日	管理番号
㊟	㊟	騒音試験実施場所		試験車台数
		結果通知日	年 月 日	備考

(日本工業規格 A 列 4 番)

第 4 号様式 (後付消音器の性能等の変更届出書)

後付消音器の性能等の変更確認申請書

性能等確認機関
株式会社 JQR 殿

平成 年 月 日

確認申請者の
氏名又は名称 ㊟

住 所

電話番号 FAX 番号

電子メール

確認申請者 I D 連絡先担当者

性能等確認済表示の内容	
後付消音器の名称及び型式 ⁽¹⁾	
後付消音器の区分 ⁽²⁾	
取り付けることができる 自動車の範囲 (車名・型式・グレード等)	
変更事項及び変更事由	
変更年月日	
手数料納付予定日 ⁽³⁾	年 月 日 納付額
特記事項	

- (1) 後付消音器の名称が無い場合は、型式のみ記入すること。
 (2) 後付消音器の区分欄には、申請に係る後付消音器の区分(第一種後付消音器または第二種後付消音器)を記載すること。
 (3) 手数料は、別添 6 に掲げる額を支払期日までに当社に振込みしてください。振込先:三菱東京 UFJ 銀行 相模原支店 普通預金 0065793 株式会社 JQR【カ】ジェイキューアール】
 振込手数料は確認申請者の負担とします。なお、領収証につきましては、振込票をもってかえさせていただきます。
 注 1) 確認申請者が本書面を用いて申請する場合は、氏名又は名称(法人の場合には、その名称及び代表者氏名)を記名又は記載・押印すること。
 注 2) 業務規程 19.(1) 項に掲げる変更確認に係る事項以外のものについて変更した場合には、第 4 号様式を用いること。
 注 3) 下記太枠欄は、記入しないでください。

JQR 使用欄	受付日	年 月 日	処理番号
検印	手数料収納日	年 月 日	通知番号
	変更試験実施日	年 月 日	管理番号
㊟	騒音試験実施場所		備考
	変更通知日	年 月 日	

(日本工業規格 A 列 4 番)

第 4 号様式 (後付消音器の性能等の変更届出書)

後付消音器の性能等の変更届出書

性能等確認機関
株式会社 JQR 殿

平成 年 月 日

届出者の氏名
又は名称 ㊟
住 所

電話番号 FAX 番号
確認申請者 I D 連絡先担当者名
担当者役職 連絡先電話番号
連絡先電子メール

性能等確認済表示の内容	
<u>試験成績書又は確認結果の番号</u>	
後付消音器の名称及び型式	
後付消音器の区分	
取り付けることができる 自動車の範囲 (車名・型式・グレード等)	
変更事項及び変更事由	
変 更 年 月 日	
特 記 事 項	

注1) 確認申請者が本書面を用いて届出する場合は、氏名又は名称(法人の場合には、その名称及び代表者氏名)を記名又は記載・押印すること。
注2) 後付消音器の区分欄には、申請に係る後付消音器の区分(第一種後付消音器または第二種後付消音器)を記載すること。

※連絡先 株式会社 JQR
◎性能等確認事務所
電話 046-220-1801 FAX 046-280-6215
〒243-0014 神奈川県厚木市旭町5-45-14 M3ビル2F

JQR使用欄	処理番号:		㊟
	受付日		
	年 月 日		

(日本工業規格A列4番)

第5号様式(後付消音器の製作等廃止届)

後付消音器の性能等の変更届出書

性能等確認機関
株式会社 JQR 殿

平成 年 月 日

届出者の氏名
又は名称 ㊟
住 所

電話番号 FAX 番号
電子メール
確認申請者 I D 連絡先担当者

性能等確認済表示の内容	
後付消音器の名称及び型式	
後付消音器の区分	
取り付けることができる 自動車の範囲 (車名・型式・グレード等)	
変更事項及び変更事由	
変 更 年 月 日	
特 記 事 項	

(日本工業規格A列4番)

注1) 確認申請者が本書面を用いて届出する場合は、氏名又は名称(法人の場合には、その名称及び代表者氏名)を記名又は記載・押印すること。
注2) 後付消音器の区分欄には、申請に係る後付消音器の区分(第一種後付消音器または第二種後付消音器)を記載すること。

第5号様式(後付消音器の製作等廃止届)

後付消音器の製作等廃止届

性能等確認機関
株式会社 JQR 殿

平成 年 月 日

届出者の氏名
又は名称 ㊟
住 所

電話番号 FAX 番号

確認申請者 I D 連絡先担当者名

担当者役職 連絡先電話番号

連絡先電子メール

性能等確認済表示の内容	
<u>試験成績書又は確認結果の番号</u>	
後付消音器の名称及び型式	
後付消音器の区分	
取り付けることができる自動車の 範囲（車名・型式・グレード等）	
製作等廃止事由	
製作等廃止年月日	
特記事項	

注1) 確認申請者が本書面を用いて届出する場合は、氏名又は名称(法人の場合には、その名称及び代表者氏名)を記名又は記載・押印すること。
注2) 後付消音器の区分欄には、申請に係る後付消音器の区分（第一種後付消音器または第二種後付消音器）を記載すること。

※連絡先 株式会社 JQR
◎性能等確認事務所
電話 046-220-1801 FAX 046-280-6215
〒243-0014 神奈川県厚木市旭町 5-45-14 M3 ビル 2F

JQR 使用欄	処理番号:	㊟
	受付日	
	年	
	月	
	日	

(日本工業規格 A 列 4 番)

第 6 号様式 (略)

後付消音器の製作等廃止届

性能等確認機関
株式会社 JQR 殿

平成 年 月 日

届出者の氏名
又は名称 ㊟
住 所

電話番号 FAX 番号

電子メール

確認申請者 I D 連絡先担当者

性能等確認済表示の内容	
後付消音器の名称及び型式	
後付消音器の区分	
取り付けることができる自 動車の範囲（車名・型式・グ レード等）	
製作等廃止事由	
製作等廃止年月日	
特記事項	

(日本工業規格 A 列 4 番)

注1) 確認申請者が本書面を用いて届出する場合は、氏名又は名称(法人の場合には、その名称及び代表者氏名)を記名又は記載・押印すること。
注2) 後付消音器の区分欄には、申請に係る後付消音器の区分（第一種後付消音器または第二種後付消音器）を記載すること。

第 6 号様式 (略)

第7号様式

第7号様式(試験自動車の諸元表)				(1/3)			
確認申請者名				連絡先Tel			
諸元表作成者名				連絡先E-mail			
<p>※以下の項目は試験実施の際に使用する数値であり、性能等確認通知及び成績表に記載されます。 試験実施後は、変更・訂正は出来ない場合がありますので、十分確認のうえ記入してください。</p>							
表1							
試験自動車の諸元表							
事項				試験自動車			
自動車等の種別・用途・形状							
車名							
通称名(モデル名)							
型式							
型式指定番号・類別区分番号(グレード)							
車台番号又は車両識別番号(VIN)							
自動車通関証明書証明番号							
全長(m)							
全幅(m)							
全高(m)							
乗車定員(人)							
車両重量(kg)							
測定時積載重量(kg)							
車両総重量(kg)							
最高速度(km/h)							
後付消音器の名称及び型式							
触媒の有無				有・有(消音器内蔵式)・無			
原動機	型式						
	総排気量(L)						
	気筒配列・気筒数						
	作動方式						
	過給器の有無(種類)		有 ()		個・無		
	給気冷却器の有無(種類)		有 ()		個・無		
	最高出力(kW/rpm)						
	最大トルク(Nm/rpm)						
	無負荷回転数						
	過回転防止装置の有無						
	過回転防止装置作動回転速度(rpm)						
	使用燃料						
変速機	種類		手動・半自動・自動・その他()				
	形式		MT・AT・CVT・()				
	段数		段 : 無段				
	ギヤ比	1速		主変速機		副変速機	
		2速					
		3速					
		4速					
		5速					
		6速					
		7速					
減速比							
駆動方式		前輪・後輪・全輪					
タイヤ	サイズ	前輪		標準		実測	
		後輪					
	空気圧(kPa)	前輪		標準		実測	
		後輪					
備考							
提示							

注) 該当しない項目には「/」を記入すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

第7号様式

第7号様式(試験自動車の諸元表)				(1/3)			
表1							
試験自動車の諸元表							
事項				試験自動車			
自動車等の種別・用途・形状							
車名							
通称名(モデル名)							
型式							
型式指定番号・類別区分番号(グレード)							
車台番号又は車両識別番号(VIN)							
自動車通関証明書証明番号							
全長(m)							
全幅(m)							
全高(m)							
乗車定員(人)							
車両重量(kg)							
測定時積載重量(kg)							
車両総重量(kg)							
最高速度(km/h)							
後付消音器の名称及び型式							
原動機	型式						
	総排気量(L)						
	気筒配列・気筒数						
	作動方式						
	過給器の有無(種類)						
	給気冷却器の有無(種類)						
	最高出力(kW/rpm)						
	最大トルク(Nm/rpm)						
	無負荷回転数						
	過回転防止装置の有無						
	過回転防止装置作動回転速度(rpm)						
	使用燃料						
変速機	種類						
	形式						
	段数						
	ギヤ比	1速		主変速機		副変速機	
		2速					
		3速					
		4速					
		5速					
		6速					
		7速					
減速比							
駆動方式		前輪・後輪・全輪					
タイヤ	サイズ	前輪		標準		実測	
		後輪					
	空気圧(kPa)	前輪		標準		実測	
		後輪					
備考							
提示							

注) 該当しない項目には「/」を記入すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

第7号様式(試験自動車の諸元表)

(2/3)

確認申請者名		連絡先Tel	
諸元表作成者名		連絡先E-mail	

※以下の項目は試験実施の際に使用する数値であり、性能等確認通知及び成績表に記載されます。試験実施後は、変更・訂正は出来ない場合がありますので、十分確認のうえ記入してください。

表2

試験自動車の諸元表						
事項	不利な条件となる仕様の自動車		代替の試験自動車			
自動車等の種別・用途・形状						
車名						
通称名(モデル名)						
型式						
型式指定番号・類別区分番号(グレード)						
車台番号又は車両識別番号(VIN)						
自動車通関証明書証明番号						
全長(m)						
全幅(m)						
全高(m)						
乗車定員(人)						
車両重量(kg)						
測定時積載重量(kg)						
車両総重量(kg)						
最高速度(km/h)						
後付消音器の名称及び型式						
触媒の有無	有・有(消音器内蔵式)・無	有・有(消音器内蔵式)・無				
原動機	型式					
	総排気量(L)					
	気筒配列・気筒数					
	作動方式					
	過給器の有無(種類)	有() 個・無	有() 個・無			
	給気冷却器の有無(種類)	有() 個・無	有() 個・無			
	最高出力(kW/rpm)					
	最大トルク(Nm/rpm)					
	無負荷回転数					
	過回転防止装置の有無					
	過回転防止装置作動回転速度(rpm)					
	使用燃料					
変速機	種類					
	形式					
	段数	段 : 無段	段 : 無段			
	ギヤ比	1速	主変速機	副変速機	主変速機	副変速機
		2速				
		3速				
		4速				
		5速				
		6速				
		7速				
減速比						
駆動方式						
タイヤ	サイズ	前輪	標準	実測		
		後輪				
	空気圧(kPa)	前輪	標準	実測		
		後輪				
備考						
提示						

注) 該当しない項目には「/」を記入すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

表2

(2/3)

試験自動車の諸元表						
事項	不利な条件となる仕様の自動車		代替の試験自動車			
自動車等の種別・用途・形状						
車名						
通称名(モデル名)						
型式						
型式指定番号・類別区分番号(グレード)						
車台番号又は車両識別番号(VIN)						
自動車通関証明書証明番号						
全長(m)						
全幅(m)						
全高(m)						
乗車定員(人)						
車両重量(kg)						
測定時積載重量(kg)						
車両総重量又は測定時重量(kg)						
最高速度(km/h)						
後付消音器の名称及び型式						
原動機	型式					
	総排気量(L)					
	気筒配列・気筒数					
	作動方式					
	過給器の有無(種類)					
	給気冷却器の有無(種類)					
	最高出力(kW/rpm)					
	最大トルク(Nm/rpm)					
	無負荷回転数					
	過回転防止装置の有無					
	過回転防止装置作動回転速度(rpm)					
	使用燃料					
変速機	種類					
	形式					
	段数					
	ギヤ比	1速	主変速機	副変速機	主変速機	副変速機
		2速				
		3速				
		4速				
		5速				
		6速				
		7速				
減速比						
駆動方式						
タイヤ	サイズ	前輪	標準	実測		
		後輪				
	空気圧(kPa)	前輪	標準	実測		
		後輪				
備考						
提示						

注) 該当しない項目には「/」を記入すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

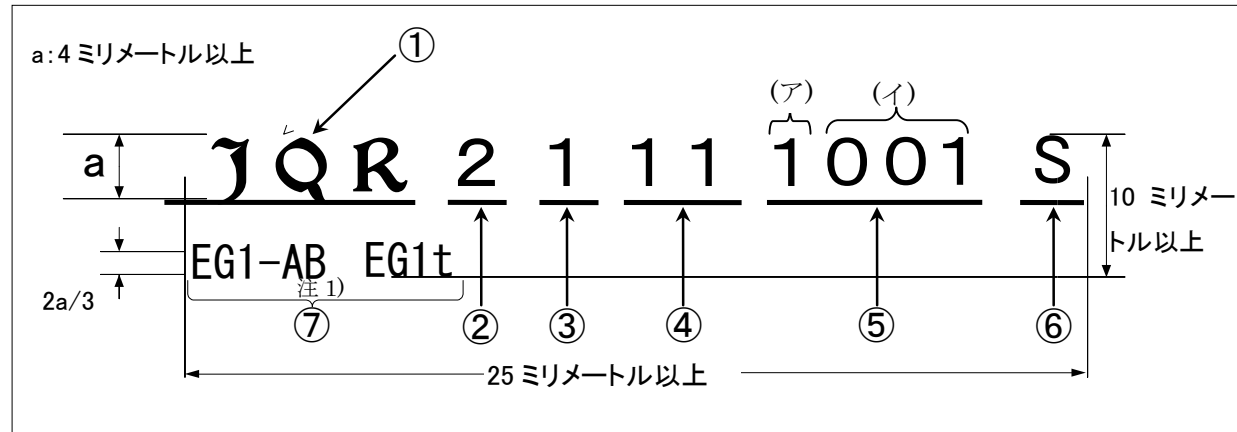
表3		(3/3)
試験自動車の諸元表の記載方法等		
自動車の種別・用途・形状	自動車検査証等の「種別」、「用途」及び「車体の形状」欄の記載事項とする。	
通称名(モデル名)	仕様、メーカー呼称車種、グレード、タイプ等	
車台番号又は車両識別番号(VIN)	車台番号又は車両識別番号(VIN)を有しない場合は、試験自動車を特定し得る製造番号等の記載に代えることができる。	
自動車通関証明書 証明番号	本邦で未登録の自動車等を本邦に輸入し、試験自動車として提示する場合に記載する。	
車両重量(Kg)	諸元値(当該自動車の製作者が公表する値)	
測定時積載重量(Kg)	表1による場合、55Kg×乗車定員+最大積載量 表2による場合、55Kg×乗車定員+最大積載量-(代替の試験自動車の車両重量-軽い仕様の自動車等の車両重量)	
車両総重量(Kg)	車両重量+55Kg×乗車定員+最大積載量	
測定時重量(Kg)	車両重量+測定時積載重量	
最高速度 ⁽¹⁾ (Km/h)	変速機の種類が半自動変速機 ⁽²⁾ 又は自動変速機 ⁽³⁾ の場合で、かつ、最高速度の75%の速度が50Km/hよりも低い場合に記載する。	
後付消音器の名称及び型式	後付消音器を備える場合に記載する。	
触媒の有無	自動車に備える触媒について、有、有(消音器内蔵式)、無の別を記入	
原動機	気筒配列・気筒数	単気筒、直列4気筒、V型6気筒、水平対向4気筒、並列2気筒、L型2気筒、2ローター等の別
	作動方式	2サイクル、4サイクル、ロータリー等の別
	過給器の有無(種類)	ターボチャージャー・スーパーチャージャー等の過給器を備える場合は、その種別を記載する。
	給気冷却器の有無(種類)	インタークーラー等の給気冷却器を備える場合は、その方式等を記載する。
	最高出力(kW/rpm)	ハイブリッド自動車等は、原動機の最高出力・最大トルクを記載し、カッコ書きで電動機の最高出力・最大トルクを記載すること。
	最大トルク(Nm/rpm)	ハイブリッド自動車等は、原動機の最高出力・最大トルクを記載し、カッコ書きで電動機の最高出力・最大トルクを記載すること。
	過回転防止装置	過回転防止装置を備える原動機にあつては、その装置の解除方法、又はその装置が作動する回転速度(rpm)を記載する。
変速機	使用燃料	無鉛レギュラーガソリン、無鉛プレミアムガソリン等の別
	種類	手動変速機 ⁽²⁾ 、半自動変速機 ⁽³⁾ 、自動変速機 ⁽⁴⁾ の別
ギヤ比	形式	常時噛合式(MT)、遊星歯車式(AT)、同期噛合式(AT)、ベルト式(CVT)、電気式(CVT)等の別をカッコ内に記入
	減速比	変速機の形式がMT又はATの場合に記載する。副変速機を有する場合には、主・副それぞれ記載する。ギヤ比が固定されず連続して変化する場合(CVT等)は1速の欄に〇.〇〇〇~□.□□□と記載する。
減速比	変速機の形式がMT又はATの場合に記載する。 1次、2次を有する場合には、それぞれ記載する。	
駆動方式	全輪駆動、前輪駆動、後輪駆動等の別	
タイヤ空気圧(kPa)	定員乗車時の指定空気圧・確認申請時又は確認試験時の実測値を記載する。	
備考	不利な条件となる仕様の自動車を提示する場合には、不利な条件となる理由等を記載する。	
提示	試験自動車の搬入日時、搬入者名、搬入者連絡先、その他提示に関する事項を記載する。	
〔1〕最高速度：原則として走行性能曲線図から求めた速度		
〔2〕手動変速機：動力伝達系統にトルクコンバーターを有さず、かつ、変速段の切換えを手動でのみ行う変速機		
〔3〕半自動変速機：動力伝達系統にトルクコンバーターを有し、かつ、変速段の切換えを手動でのみ行う変速機		
〔4〕自動変速機：変速段の切換えが自動的にされる変速機		

表3		(3/3)
試験自動車の諸元表の記載方法等		
自動車の種別・用途・形状	自動車検査証等の「種別」、「用途」及び「車体の形状」欄の記載事項とする。	
通称名(モデル名)	仕様、メーカー呼称車種、グレード、タイプ等	
車台番号又は車両識別番号(VIN)	車台番号又は車両識別番号(VIN)を有しない場合は、試験自動車を特定し得る製造番号等の記載に代えることができる。	
自動車通関証明書 証明番号	本邦で未登録の自動車等を本邦に輸入し、試験自動車として提示する場合に記載する。	
車両重量(Kg)	諸元値(当該自動車の製作者が公表する値)	
測定時積載重量(Kg)	表1による場合、55Kg×乗車定員+最大積載量 表2による場合、55Kg×乗車定員+最大積載量-(代替の試験自動車の車両重量-軽い仕様の自動車等の車両重量)	
車両総重量(Kg)	車両重量+55Kg×乗車定員+最大積載量	
測定時重量(Kg)	車両重量+測定時積載重量	
最高速度 ⁽¹⁾ (Km/h)	変速機の種類が半自動変速機 ⁽²⁾ 又は自動変速機 ⁽³⁾ の場合で、かつ、最高速度の75%の速度が50Km/hよりも低い場合に記載する。	
後付消音器の名称及び型式	後付消音器を備える場合に記載する。	
原動機	気筒配列・気筒数	単気筒、直列4気筒、V型6気筒、水平対向4気筒、並列2気筒、L型2気筒、2ローター等の別
	作動方式	2サイクル、4サイクル、ロータリー等の別
	過給器の有無(種類)	ターボチャージャー・スーパーチャージャー等の過給器を備える場合は、その種別を記載する。
	給気冷却器の有無(種類)	インタークーラー等の給気冷却器を備える場合は、その方式等を記載する。
	過回転防止装置	過回転防止装置を備える原動機にあつては、その装置の解除方法、又はその装置が作動する回転速度(rpm)を記載する。
	使用燃料	無鉛レギュラーガソリン、無鉛プレミアムガソリン等の別
	種類	手動変速機 ⁽²⁾ 、半自動変速機 ⁽³⁾ 、自動変速機 ⁽⁴⁾ の別
変速機	形式	常時噛合式(MT)、遊星歯車式(AT)、同期噛合式(AT)、ベルト式(CVT)等の別
	ギヤ比	変速機の形式がMT又はATの場合に記載する。副変速機を有する場合には、主・副それぞれ記載する。
減速比	変速機の形式がMT又はATの場合に記載する。 1次、2次を有する場合には、それぞれ記載する。	
駆動方式	全輪駆動、前輪駆動、後輪駆動等の別	
タイヤ空気圧(kPa)	定員乗車時の指定空気圧・確認申請時又は確認試験時の実測値を記載する。	
備考	不利な条件となる仕様の自動車を提示する場合には、不利な条件となる理由等を記載する。	
提示	試験自動車の搬入日時、搬入者名、搬入者連絡先、その他提示に関する事項を記載する。	
〔1〕最高速度：原則として走行性能曲線図から求めた速度		
〔2〕手動変速機：動力伝達系統にトルクコンバーターを有さず、かつ、変速段の切換えを手動でのみ行う変速機		
〔3〕半自動変速機：動力伝達系統にトルクコンバーターを有し、かつ、変速段の切換えを手動でのみ行う変速機		
〔4〕自動変速機：変速段の切換えが自動的にされる変速機		

第8号様式 (略)

第9号様式 (性能等確認表示)

1. 第一種後付消音器の性能等確認済表示



① 性能等を確認した機関等の略称 (アルファベット)

(後付消音器に付される識別番号 (7桁以上の数字))

- ② 識別番号 1桁目 後付消音器の個数
- ③ 識別番号 2桁目 触媒の有無 (1:触媒付、0:触媒なし)
- ④ 識別番号 3・4桁目 性能等を確認した年 (西暦) の下2桁 (例えば、西暦2011年は「11」)
- ⑤ 識別番号 5桁目以降 性能等を確認した機関等が定める識別番号 (3桁以上の数字)
 - 5桁目以降の細目
 - (ア) 識別番号 5桁目 性能等を確認した後付消音器の構成 (分割) 数
 - (イ) 識別番号 6~8桁目 性能等を確認した年度ごとの管理番号

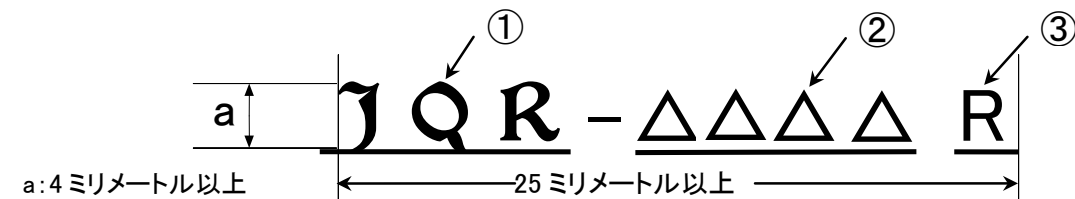
(加速走行騒音の値に係る記号)

- ⑥ アルファベット「S」(加速走行騒音の値が、76 dBを超えないとき)

(後付消音器を取り付けることができる自動車の原動機型式)

- ⑦ 原動機型式 後付消音器を取り付けることのできる自動車が備える原動機の型式 (加給器付き原動機は末尾にアルファベット「t」を付す。)
- 注1) ハイフオン「-」以降は 原動機細目型式又は電動機型式

2. 第二種後付消音器の性能等確認済表示

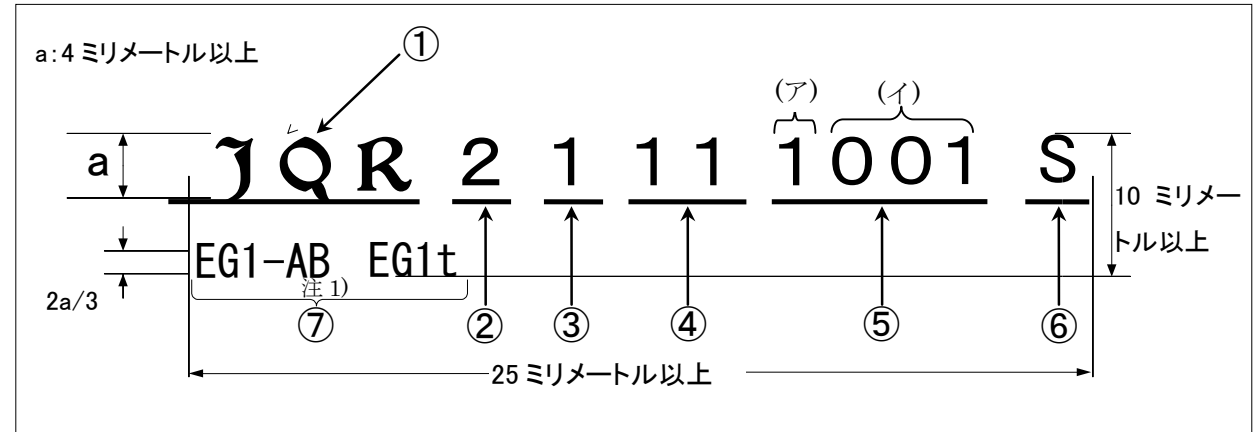


- ① 性能等を確認した機関等の略称 (アルファベット)
- ② 第二種後付消音器の製作者の商標又は商号
- ③ アルファベット「R」

第8号様式 (略)

第9号様式 (性能等確認表示)

1. 第一種後付消音器の性能等確認済表示



① 性能等を確認した機関等の略称 (アルファベット)

(後付消音器に付される識別番号 (7桁以上の数字))

- ② 識別番号 1桁目 後付消音器の個数
- ③ 識別番号 2桁目 触媒の有無 (1:触媒付、0:触媒なし)
- ④ 識別番号 3・4桁目 性能等を確認した年 (西暦) の下2桁 (例えば、西暦2011年は「11」)
- ⑤ 識別番号 5桁目以降 性能等を確認した機関等が定める識別番号 (3桁以上の数字)
 - 5桁目以降の細目
 - (ア) 識別番号 5桁目 性能等を確認した後付消音器の構成 (分割) 数
 - (イ) 識別番号 6~8桁目 性能等を確認した年度ごとの管理番号

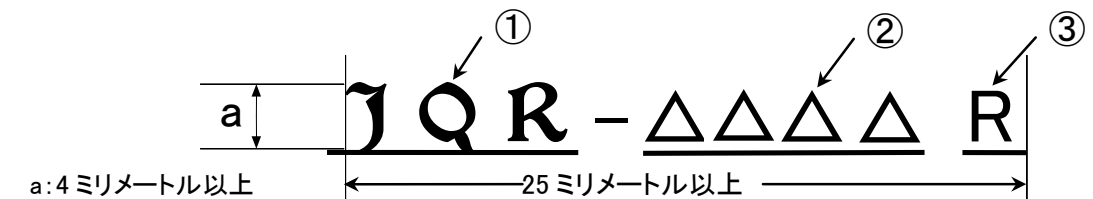
(加速走行騒音の値に係る記号)

- ⑥ アルファベット「S」(加速走行騒音の値が、76 dBを超えないとき)

(後付消音器を取り付けることができる自動車の原動機型式)

- ⑦ 原動機型式 後付消音器を取り付けることのできる自動車が備える原動機の型式 (加給器付き原動機は末尾にアルファベット「t」を付す。)
- 注1) ハイフオン「-」以降は 原動機細目型式

2. 第二種後付消音器の性能等確認済表示



- ① 性能等を確認した機関等の略称 (アルファベット)
- ② 第二種後付消音器の製作者の商標又は商号
- ③ アルファベット「R」

第 14 号様式 (性能等確認済表示 (プレート) 発注書)

性能等確認済表示 (プレート) 発注書

株式会社 JQR 殿

発注日 平成 年 月 日

【発注元】

社名: _____

発注担当者: _____

【納品先】

社名: _____

住所: _____

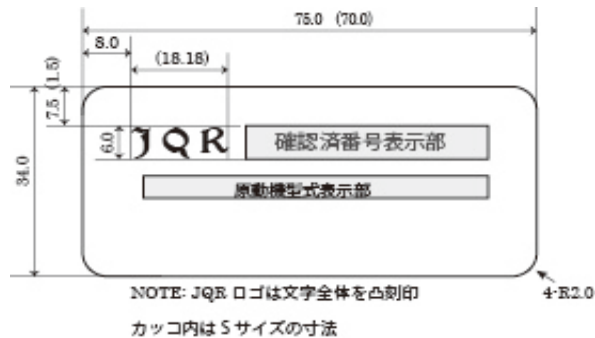
TEL: _____ FAX: _____

下記の通り注文いたします。

性能等確認済表示の内容 原動機型式	JQR _____	
発注枚数	<input type="checkbox"/> S サイズ・34mm×70mm <input type="checkbox"/> L サイズ・34mm×75mm 素材・SUS 304.BA 0.6t	枚
特記事項 (希望納期等)		

- (1) 希望納期日に間に合わない場合がございます、ご了承ください。
 (2) 商品代金に関しましては、納品時に商品に納品書・物品受領書を同封し発送いたします。別途送料がかかります。送料は発注元様にご負担を頂きます。お支払いは月末締めにて請求書を発行いたします。お手元に届き次第速やかにお振込をお願いいたします。

お振込先: 静岡銀行 厚木支店 普通口座 0057262 株式会社 JQR 【カ）ジェイキューアール】お振込手数料は発注者様負担とします。



注) プレートの仕様は上記になります。別途仕様をご希望の場合には、特記事項にご希望内容をご記入ください。後日、弊社担当者よりご連絡いたします。

JQR 使用欄	処理番号:	
	受付日	年 月 日
	発注日	年 月 日
	納入日	年 月 日
	検品者	
	発送日	年 月 日
	代金納入日	年 月 日

(日本工業規格 A 列 4 番)